

第十九回国会 大蔵委員会議録 第十九号

昭和二十九年三月十日(水曜日) 午前十時三十五分開議

出席委員 千葉 三郎君

委員長 忠雄君 理事黒金 泰美君

理事浅香 秀男君 理事山本 勝市君

理事内藤 友明君 理事久保田鶴松君

理事井上 良二君

宇都宮徳馬君 大平 正芳君

小西 寅松君 苦米地英俊君

福田 越夫君 藤枝 泉介君

堀川 恭平君 池田 清志君

福田 繁芳君 加藤 清二君

柴田 義男君 春日 一幸君

平岡忠次郎君

出席政府委員 植木庚子郎君

大蔵政務次官 渡辺喜久造君

大蔵事務官 (主税局長) 北島 武雄君

大蔵事務官(主税局長) 北島 武雄君

税局税関部長 北島 武雄君

委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月九日

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第九〇号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 参考人招致に関する件

交付税及び譲与税配付金特別会計法案(内閣提出第八五号)

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第九〇号)(予)

第一類第六号 大蔵委員会議録第十九号 昭和二十九年三月十日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

入場税法(内閣提出第三〇号)

しやし織維品の課税に関する法律案(内閣提出第三九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一〇号)

関税法(内閣提出第六五五号)(予)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)

〇千葉委員 これより会議を開きます

まず、本日の日程にあります所得税法の一部を改正する法律案外十五税法

改正法律案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。平岡忠次郎君。〇平岡委員 ただいま議題となつておりまする税制諸法案のうち、関税定率法につきまして最初御質問申し上げます。このたび関税法案と関税定率法改正案の二つがここに議題となつておりますが、まず関税定率法のうちの重要機械類の暫定免税について伺ひたいのであります。まず最初にこの免税規定の対象となつた機械類の年間免税額はどのくらいであつたか。〇北島政府委員 重要機械類の免税の規定は、昭和二十六年関税定率法の別表の輸入税表の全面改訂をいたしました際に、暫定的に附則におきまして一年限り免税するということになりました。その後毎回一年ずつ延長せられて、ただいまに至つてゐるわけでありまして、施行後ただいままでの免税額の概算を申し上げますと、昭和二十六年年度におきまして免税いたしました額が三億七千六百万円、昭和二十七年年度が九億三千五百百万円、昭和二十八年年度は四月から十二月までの実績でございますが、十億一千六百万円でございます。施行後現在までに二十三億二千七百万円という数字に相なつておるわけでありまして、来年度も一年間延長する見込みになつておりますが、これにつきまして、まだ具体的に品目が決定いたしては、まだ具体的な品目が決定いたしては、毎月一億ぐらゐずつ免税にならるか、こゝういふふうに考へております。

〇平岡委員 そうすると、大体機械類の定率は二〇%ないし三〇%くらいですか。そうしますと、それから計算しまして輸入総額は幾らになりますか。〇北島政府委員 機械類の一般的な税率は、特殊なものを除きまして、一割五分でございます。輸入額を推算して申し上げますと、昭和二十六年年度が免税の対象になりました機械の輸入額が二十四億四千百万円、二十七年年度が六十二億三千四百万円、二十八年年度の四月から十二月までが六十七億四千七百万円と相なります。〇平岡委員 そうすると、二十八年度の十二月までがそうですと、年度末で百億くらいになりますか。〇北島政府委員 百億にちよつと足りない数字にならうかと思ひます。〇平岡委員 そうしますと、百億の機械類に對しまして、特に重要機械なるがゆゑにこゝうしたフエーヴァを与えられておる。従ひましてこのフエーヴァを与えるかどうかの基準というものが示されておるはずですね。日本経済自立のために、合理化用にして、しかも国産不可能なもの、こゝういふふうには、然と規定されておるわけですか。そこで手続上として、通産省を通じて業者が大蔵省に申し出る形式になつておるのですか。〇北島政府委員 各省に連絡をとりまして、たとえば通産省所管におきましては、通産省の方から意見を付していただく、あるいは農林省所管におきましては、農林省から意見を付していただく、こゝういふふうに行つております。

で、それに基づきましてさらに私の方で、相当技術員がおりますので、動員いたしまして調査いたしております。〇平岡委員 そうしますと、類別してどういふ用途の機械類、あるいはプラントというふうなもので、どれが一番多いですか。〇北島政府委員 現在指定してあります業種が三十九種類、先ほどお話ございましたように、本邦の経済の自立達成に資する産業ということにまず限定いたしましたので、その用に供する機械であるということがありますので、まず一般の機械におきましては、業種を指定いたしましたので、何業に用いるところのどの機械、こゝういふふうに行つております。その指定いたしました業種が現在別表甲号におきまして三十九、それから別表乙号におきまして十七業、品目におきましては、別表甲号におきまして二百二十四品目、別表乙号におきまして五十七品目でありまして、定率法の附則に載つておりますが、相当広範囲な業種にわたつております。

〇平岡委員 大体こちらでちよつと調べたのですが、鉄鉱、石炭、鋳山、土木用、こゝういふ機械が多いと思うのです。ただわれわれこゝで問題にしたいのは、省令によつて関税定率法の附則の別表の品目の追加が、かつてにできるか、かつてにという語弊があるかもしませんが、大体かつてにできるわけですね。この点につきまして、省令一本で特定業者にフエーヴァが与えられると弊害が多い。大体

税法において、委員会あるいは本會議を經由して、濫過して、そこにきちんとしたものであるが、私どもはこの租税の具体的にきまる前に、それ以外に、上手の手から水が漏れるように、あるいは水を上手に漏らすようなそういう点がやはりこの委員会で検討されてもいいと思う。例を申しますと、この関稅定率法におけるところのこうした特例、それからまた一応法人税とか所得税とかいうものがきまりながら、租稅特別措置法というふうなものが出て来る、こういう点は大きいに吟味する必要があると思う。ここで関稅定率法を一応問題にしたのは、こういう点で業者が特典を得ようと思つて、いわゆる陳情行政的な弊害に陥つておる点があるかと思う。もし今の日本の經濟自立のために不可欠な、しかも國産でできない機械類というふうなもの、そういう基準が示されておつたとしても、跡始末が一つもしてない。免稅に対する義務規定がありますか、あとでたとえ合理化の実績を報告するとか、あるいは生産工場の実績等について報告の義務すらもないのが現状であらうと思う。こういうふうなやりつぱなしの点は、この特例の趣旨に対して商賈点購を欠くと思う。こういうふうな問題について御所見を承りたいのであります。

ては、政令でもつて業種を指定いたしました、大体の品目も指定したしておりますが、こまかなものにつきましては大蔵省の告示に譲つております。そこでだいたいお話のように、いろ／＼業者の陳情によつてそれが左右されるではないかという御懸念でございますが、その点につきましては、私の方でも十二分に慎重に検討いたしておりました、一方陳情がございまして、他面におきまして、それがわが國において製作困難であるかどうか、その方面の機械メーカーの方の事情もよく調べていたしておりました、両方勘案いたして閣議で御決定願つておるような次第でございます。またこの重要機械の免稅になつたものにつきまして、後他の用途に供しました場合において、そのものから追徴する規定がございまして、それからまた関稅法におきましてこういう重要機械の免稅を受けたものに対しては、その物品、それから設備等について検査する権限を与えられております。ただその後の詳細な報告については、ただいま徴することはいたしておりません。

次に、関稅法案でございますが、このたび保税倉庫法、保税工場法を関稅法に統合して總合法にしたということでありまして、税関貨物取扱人法をなぜ除外したか、この理由をお示し願いたい。

北島政府委員 税関貨物取扱人法は明治三十年代からございまして、これはいわば関稅法規そのものではないのでございまして、関稅法を実施されるところの外面におきまして、ある特定の業者を取締る規定でございます。こういう規定を関稅法に盛ることがいかどうかにつきましては、体系といたしまして大分検討いたしましたのでございまして、アメリカの関稅法では、税関貨物取扱人法の規定を関稅法の上に若干載せておられますが、他の國におきましては、やはり別な法令にいたしておるのであります、私の方としましては、関稅法の方に税関貨物取扱人法を吸収して載せるということにつきまして、体系上いかがかと思ひまして、今度は載せなかつたのでございまして、
平岡委員 それから今回の関稅法案提案の理由としまして、保税制度の活用によりまして貿易振興に資する、こういうつておられますが、実際には内国民待遇を受けておる第三國の商社、特にアメリカの例を引きますと、レミントンとか、あるいはシンガー等の外商に有利となる公算が多いと思ひます。国内資本による輸入振興にだけ役立ち得るか疑問なしとしません。政府はこのような点をあらかじめ調査したのですか。

北島政府委員 今度の関稅法案におきましては、特に外國商社にフェエーヴアを手えるというふうな改正にはなつておりません。保税倉庫あるいは保税工場等保税地域全般につきまして簡素化はいたしておりますが、特定の業者についてだけフェエーヴアを手えるような制度にはなつていないと思ひます。これは関稅法の全体を御検討願えば自然に解決する問題であらうと思ひます。結局関稅法におきましては、積極的に貿易振興をはかるということとはなか／＼むずかしいことでありまして、むしろ税関を通關する際に、それが消極的に貿易振興の阻害にならないかと思ひます。できれば貿易振興に資するといふ意味合いも含めておるのであります。

平岡委員 その点はいいのですが、なお石油保税工場、これは国内生産は大したことはないのですから、国内石油業との競合度は低い、こういうふうな点で特に外國商社などのフェエーヴアになるというふうなことはないと思ひます。ただこの石油の問題では、石油保税工場の所在地に關して、われ／＼多少危惧しなければならぬ点があるかと思ひます。すでに御承知の通り、京浜地帯あるいは元海軍の石油プラントのあった和歌山の下津、徳山、佐世保、舞鶴、新潟などは、アメリカの石油カルテルの保税工場所在地となつて、私どもにも言わせると、従屬再軍備の伏線区になつておるような気がするのであります。政府はこれをどういふふうにお考えになるか。それと、なおこれに關連して四日市の旧海軍燃料工廠は賠償が未着手地帯ですが、これを機会にして乗り出して来るおそれがあるかと思ひます。こういう点に対する見通しはどうか。

リーに属するものをもちまして百分の五にした、かようなわけでございませう。

○平岡委員 今の主税局長のお答えは資金を蓄積させる、こういう点では一応その御答弁はいいと思うのですけれども、いわゆる租税を負担するという問題におきまして、利子の源泉選抜の規定というものがあつたはずで、それが結局死文化しておると思う。あの源泉選抜税がおそらく百分の四十であつたと思ひます。それから去年いきなり恩典が与えられて、またここにいきなり五分にしてしまふ、百分の四十はまさに百分の三十五を減額されておる、こういう点が相当問題であらうと思ふ。というのは、この利子所得を受けた人が、ほかの所得との総合所得において累進課税の対象になるわけですから、累進課税の対象からこれがはずされるために、不当にその点が減税せられる、こういう点があると思う。その点につきましての御所見を承りたい。

○渡辺政府委員 税の負担の面から考へますと、確かにおつしやるような点があると思つておられます。ただ利子所得といふのは、割合に金額的に見て参りますと、それ自体としてはそれほど大きくないような点もございまして、なか／＼総合の点につきましても、ずつと総合の建前をとつて参りましたけれども、実効的にはいろいろ支障もあつたと思ひます。ただわれ／＼事実だろうと思ひます。ただわれ／＼事実は、当然他の所得と合算されるべきものである。従つてこれを合算しない場合においては、源泉選抜といつ

たような姿をとり、その場合においては、ある程度税率が高いということもがまんしていただかなければならぬ、こういう考え方でずつと参つたのでございませうが、昨年の国会におきまして、御承知のように貯蓄の重要性を考へるという御趣旨で、百分の十分離という御修正が入つたわけでございまして、その線の考え方を進めて参りますと、さらに同じような貯蓄の中で、長期のものにつきましては百分の十を百分の五にするといつたような考え方が出て来るのも一つの考え方でないか、かように考へておられます。

○平岡委員 それはまた話が堂々めぐりになる。これはある意味で去年保守三派の造船利子と同じような一連の陰謀なんです。だからこういう点がまたこれに輪をかけて五％引くというふうなことになる、結局高所得者に対して有利になる。私はどうしてその点を申し上げたいかという点、昨年暮れ勤労所得税において、これはもう税制調査会の答申でも特にアクセントを置いているくらいに、二十四万円くらいまでは当然免税しなければならぬ、そういうふうな点が現行法で満足でなかつたために、わが党の委員からせめてボーナスの問題を分離課税にして税率をゼロにして、こういう提案がなされたはずで、それからこういう利子税において分離課税を認めるならば、勤労者の所得において、ボーナスといつてもよいものをもうらうのではなからぬ、今までの借金の穴埋めに充てるような、当てにしておる金なんです。ですからそういう点において、勤労所得の今の税率ははなはだもつて実情に沿わない、せめてボーナスを分離課税

にすべしというふうな、そういう趣旨によつて提案された昨年末のボーナス分離課税、しかも税率ゼロ、この問題につきまして、主税局長は大きな観点から善処してもらいたい。今これらの法律案と一緒に審議されておられます。所得税も、政府がたいこをたたくほど少しも今の実情に沿うべく改訂はされておらぬ。大体どの国におきましても、日本の円価に換算しまして、東京に住んでおつて月収二万円、本人入れて家族五人、それで食つて行けるかという、大体食つて行けない。地方から米を送つてもらうとか、何がしかの金を送つてもらうとか、そういうことであらうと思ふ。そういう層から税金をとつて来るというのは、大体イギリ

スにしてもどこにしても——私昨年八月にヨーロッパを見て来たんです、そういう点で関心を持ちましていろいろ調査してみたんですが、おおよそそういう層に税金をかけるというふうなことをやつてない。ですから、今の勤労者の意思を代表して、われ／＼がもたら口をすつぱくして言つていふように、勤労所得税の二十四万円までの無税の問題は、真剣に考へてもらわなければならぬ。その点でわれ／＼非常に不満がある。ですから、もしこれはわれ／＼少数党として、あなた方のいわゆる徹々たる改正案というものが今度通るにしても、少くとも租税特別措置法において、今のそういうボーナスの問題といふものは、分離課税として何とか救済の道を講じてもらいたい。この点につきまして主税局長の御所見というか、ほんとうにあまりほか

のことにたらわれざる所信をひとつ表明してもらいたい。

○渡辺政府委員 昨年御提案になりましたボーナスのあれは二万でしたか、免税するといつたようなことは、結局もう一つ立ち入つて考へてみますと、基礎控除を二万円上げるということと同じような結果になるわけではございませう。それでお説のように月収二万円、五人以上という場合は、われ／＼もその方向に全体を考へて行きたいと思つておられるわけではございませう、いろいろな税収の關係もございませう、なかなかそう思うようには行かない。そこで今回におきましても減税の重点をいろいろ御批判はあり、間接税の増税などについてもいろいろ御批判を受けておられますが、一応その財源と見合ひまして、できるだけ直接税の減税、それも今平岡さんからお話のありましたように、直接税の中で所得税、特に小額所得者の負担の軽減になるようにという方向で一応立案してございませう、二十四万円という数字にはちよつと及びませんが、今度改正になりますと、平年度におきましては二十一万八千円、二十二年四弱までは一応課税にならないようになる、こういうような措置になるわけではございませう、今後の問題がどういふふうになりますか私存じませんが、何らかしらに機会があれば、お話のようなどころへ、将来の問題としては考へて行きたいとわれ／＼も思つておられますし、おそらく大蔵大臣もそう考へているんじゃないかと思つておられます。ただ臨時措置法でもつて、たとえば今回の改正で賞与を何がしということになりましたと、これはや

はり相当大きな減収額になりますので、その減収の穴埋めをどういふふうで考へて行くかという問題が別途並行して参りませうと、そういうことはなかなかかむすかしゆうございませう、われわれとしまして、現在としてそれに対する案を持つておられますので、ちよつとむすかしいのじやないかと考へておられます。なお今の長期預金の關係等について、利子の方の減税と関連しての御質問もございませう、こちらの方の關係は、減収額が比較的少うございませう、同時にこの面におけるもう一つの負担の面から考へますと、経済政策的な面から考へますと、比較的小さな犠牲で——犠牲といひますか、フェーヴァで大きな効果があれば、やはりそういう点を考へていんじやないか、こういう観点で考へておられるわけでありまして、全体としての考へ方としましては、一面においては税としての体系的な考へ方を維持すると同時に、経済政策的な面におきましても、それが全体の体系を乱らぬ限りにおいて、同時に税収が大きく響かぬ限りにおいては、相当の効果が期待されるならば考へていい問題ではないか、かように考へておられます。

○平岡委員 主税局長は両頭のへびといふか、経済政策の方と、それから租税負担の公平の原則とが両頭になつておる。私の質問に対して、今の経済政策の方にみな逃げ込む。しかし税制自身は、重点はやはり税の性格自身をきめて行くということが重点だろつと思ふ。で、今経済政策に逃げ込んで答弁されたのは、私はその点不満であります。それから先ほど税源の問題に触れまして、どうも不本意ながら、勤労

所得税に対して、これ以上のフエーザは今考えられぬ、かような御趣旨の答弁であります。昨年ちよつと蝕れました交際費の問題です。法人の交際費が最低と見ましても八百億円は公知の事実とされております。あるいは説をなす者は千二百億、こういうふうには言われております。これが免税。交際費の制限規定がなかつたために、私はその点を昨年申し上げたわけですが、これも、ことしはそうした私の主張もいれてくださいます。交際費の制限規定を出していただきます。ところがつづきこの措置法の中における今の交際費制限規定を検討しますと、結局基準年度の七割相当額または当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて計算した金額のいずれか多い金額を越えるときは、その越える金額の二分の一を損金に算入しないこととすること、こういうことであるわけでありませう。要するに去年の実績の八割五分だけは認めておる。そうすると、天下の耳目を聳立しておる中川とか、ああいふふいな赤坂あたりの料亭で、月に八百万円とか千何百万円というものを浪費する会社のいわゆる社用族の交際費、そのスキヤンダルすらも内包されるようなふうにした宴会というものを、公然と政府は八割五分認めるつもりだ。たとえば山下汽船の社長が若者を一箇月百万円ずつ出して飼つておる。これも百万円はやれぬが、八十五万円まではやれというのを政府は公認するのだ、こんなばかんなことありますか。(笑聲) そういう金が積り積つて八百億円なんだ。八百億円というものは、普通の、そういうふうな損金として落さ

れずに、収益となつていた場合は、四二%の税率をかければ三百三十億です。ですから三百三十億の財源というものはあるのですよ。これを今言つたようなまじめな、しかも日本のほんとの経済自立の下積みというのです。か、縁の下の方持ちとなつておる勤労大衆を飢饉戦線に追い込むような所得税のとり方というものはよくない。こういうふうな点は、やはり政府の指導者は大所高所から、あなたは経済政策が非常にお得意なんだから、特にこういう点は十分比較考慮しなければならぬと思う。こういう点につきまして、特に今の交際費制限の問題に対して御所見を伺いたいのであります。

〔委員長退席、淺香委員長代理着席〕

○渡辺政府委員 冒頭に私がいろいろ御答弁申し上げておることについて、税の本来の性格といえますか、税の本来の考え方と、経済政策との考え方を両刀使いしておるといふような御批判があつたように思いますが、私は現実の税制というものであれば、おのずからそこに二つの考え方があつていいのじやないか、かように考えておられます。もちろん税本来の考え方がなくなるような姿に経済政策的な考え方が大きく表に出て参りますと、これはやはり何と申しましても、負担の均衡といつたような点が非常に重要なことでございまして、租税全体が相当大きく変革して参り、納税思想の上からいつてもおもしろくないと思つて、しかし同時に、それを大きくこわさない限度におきまして、たとえば輸出所得の免税の問題が出て参りましたり、いろいろな点で経済政策的な考え方がや

はりある程度入つて来るのはやむを得ないじやないか、こういうふうな思つておられます。

それから今の交際費の問題でございしますが、いわゆる交際費といわれるものにつきましても、内容的に見ますといろいろなものがあるのじやないか。まあ赤坂の料亭で使うものがそれでどうかどうかという点になりますと、これはいろいろ御意見があると思つて、われ／＼の考へているところでは、やはり会社が取引をする、それにある程度交際費というものが必要なのは、現在の取引の状況から見ますれば、どうしてもやはり必要なものじやないだらうか。ただ、それが過度になると、これは行き過ぎになり、あるいは社用族というふうな言葉が普通巷間に流布されるような姿になれば、これは行き過ぎじやないか。まあそういうふうな意味からいたしまして、これはもはたして現在税の上でこの問題を取扱ふべきかどうかというふうな点につきましては、前回もさういふ御批判があつたわけでございますが、税だけの見地から見ましても、資本蓄積のためにいろいろ／＼な措置を講じておる。その半面において、交際費という名前において相当の金が浪費されているのをそのままほうつておくのはおもしろくありません、こういうふうな観点でわれわれの考え方として許され得ると思つたので、従いましてこの際としては、一応昨年七割程度までにとどめていただく、それを越える場合におきましては、その半額は損金に算入しない、こういう観点でやつて行くべきじやないか。交際費を全面的に否定するといふことは、現在の取引の実情なりをあまりに無視した姿になるのじやないか、かように考へておられます。

○平岡委員 この交際費制限規定をさうした論理において出してくださつたのはけつこうなんです。しかしむしろ国民のほんとうの批判から焦点をそらすに役立つ程度のも、まあなまぬいものであらうと思つて、これをよく考へてみますと、私は意見を申し上げる前にこの点で少し質問します。ここで、当該事業年度の取引額に一定の割合を乗じたものという一定の割合とは何ですか。

○渡辺政府委員 その点につきましては、今計数を整理しております。近々参考に御提出申し上げたいと思つておりますが、大体考え方として、往來の業績に基きまして各業種を見て参りますと、交際費の多寡に相当する程度を考へておられます。従いまして現在考へておられますのは、その程度の業種の分類をしまして、それからその分類に従いまして、たとえば取引金額の千分の幾つといったような割合もつくつて行きたい。なぜさういふ考え方がここで出て来なければならぬかという気持をいたしましては、会社によつては、過去において交際費をたくさん使つた会社もあるだらうし、片方は非常に切詰めた交際費でもつてやつていた会社もあるだらう、切り詰めていた交際費で仕事をしていた会社におきまして、さらに三割切り詰めるというのめかなり無理な場合が出て来るかもしれぬ。従いまして、過去の業績の少くとも七割というものを中心とした一つの割合をつくつて参りますれば、従來平均以下の交際費でもつてやつていた会社におきましては、必ず

しも過去の七割にまで削らなくてもそれで済む。こういう程度の緩衝地帯をやはり考へる必要があるのじやないか、こういう考え方でもつて、その割合を算出してみたのであります。今計数を整理しておる次第であります。

○平岡委員 今計数を整理しておるといふのですが、そういう未熟な点に尺度を置いて法律案が出て来るのがおかしい。そうすると実際のあなたの方の考へ方は、過去の交際費の実績を認めるという立場に立つておるわけですか。

○渡辺政府委員 その点は先ほど申しましたように、過去の交際費の平均割合に対してその七割、要するに平均割合の七割といふところを一つの基準にとるべきではないか、従いまして、過去の平均割合より少く使つていた会社は平均割合の七割が出ますから、従いまして、過去の実績に比べて七割まで節約しなくても一応この規定にぶつつかない、こういうことに考へて行くべきではないかと考へておられます。

○平岡委員 そうすると、この基準年度による過去の業績というものは、業者の一個／＼の単位ではなしに、同種の業種のグループ、こういう意味ですか。

○渡辺政府委員 今の措置法の規定にある基準が、先ほどあなたがお説みくださつたように二つになつておられます。その一つは、その当該会社の過去の業績の七割、もう一つは、その一定の割合、その一定割合という方は、同種の業種の平均の七割、これをとるべきではないか、従いまして、それによつて過去において比較的交際費が少くつて済ましていたところは、まあこれ以上ちよつと切りようがないとか、それは大

いに節約するが、七割までは切れない、こういう会社があつた場合には、それが割合の方でもつて無理が行かないで済むのではないか、こういう考え方をして行きたい、こう思うのでございます。

○平岡委員 今主税局長は、少い方の会社の例を私に答えたのであります、多い方の会社の点に對しまして、あなたは内心忤怩たるものがありはしないか。

○渡辺政府委員 まあ、七割がいか何割がいかという問題だろうと思ひますが、会社にもいろいろな業態がありますし、とにかく昨年比べて七割、三割減らしていただくということならば、一応税でもつてやる限りにおいては、まあこの辺が適當ではないかと考へておる次第でございます。

○平岡委員 そうした勸善懲惡的な今の経済政策の動機からこれを出した。それならば、今まで過去に不当に交際費を使つた会社を締め上げるところの實際上の規定がなされなければならぬ。たとえば造船会社というのは、これは天下が饜饉するほどのえらいことをやつておる。そんなものも実質上この規定から行けば八割五分だけは公認する、こういう点がどうも渡辺さんの経済政策とおよそ違つた一つのコースなんです、この点お答え願ひたい。

○渡辺政府委員 八割五分公認というつもりも別にないわけでございます、結局七割、七割の中でそれでは全額損金に算入するかと、全額損金に算入するかどうかと思ひますが、全額損金に算入するといふのも少し行き過ぎではなからうか、前回御提案申し上げまして大分御議論もありませんでしたが、半額だ

けを損金に算入しないという規定でできておりましたので、一応今回におきまして、その前回と同じような考え方を踏襲した次第でございます。

○平岡委員 このプリントは間違つていないのじやありませんか。一定割合を乗じた金額のいづれが多い金額というのではなしに、いづれか少いというのじやないですか。その方が妥當なのじやありませんか。

○渡辺政府委員 それはいづれが多いというふうなわれ／＼は現在考へております。考へ方としては、先ほどもちよつと触れましたように、とにかく相当多く使つていた会社としましても、この際三割減してほしい。節減の余地がもうないというふうなところについては、やはり平均割合を使うことによりまして、それを無理に行かないよう考へて行きたい。こういう考へ方という考へ方がそこに入つて行くべきだと思つております。

○平岡委員 いつまで問答を繰返しても同じような答弁より得られない。だけれども、これは確かに金額のいづれか少いが正しい、そうあるべきだ。そうではないと、今まで新聞紙上をにぎわしたああいうスキヤンダル、行動は、交際費を公然と過去の実績の八割五分——赤坂へ十回行ったのが八回半だけ行つてもいいと容認するようなものです。あなたがこの制限規定を出して来た動機と、實際に出て来たこの法案とは大分違ふと思う。あなたが考へた動機で出されたならば、少くともこの金額のいづれか多いはやめて、いづれか少い方にすべきだ。それからもう一つは、その越える金額の二分の一は、な

ぜ二分の一にしなければならぬのですか。そんな二分の一などという制限をする必要は少しもない。

○渡辺政府委員 交際費の基準というふうなものにつきましては、いろいろ議論のあるところでございまして、交際費を一体どの範囲に限定すべきかといつたことにつきましても、實際問題として相違むずかしい点もあらうと思ひます。従ひまして全額損金に算入しないということにして、すぐに法律の上だけでいひましても四割二分の課税という問題になりますと、かなり具體的な事例につきましても争ひも多いのじやないだらうか。そういうような点から考へまして、とにかくこの際としては、二分の一程度損金に算入しないという措置が妥當な措置じやないだらうか、かように考へております。

○平岡委員 争ひが多く出て来るだらうことを心配なすつてゐるけれども、中小企業者とか、そういうものに対して今の徴税陣がいろいろな論争をするようなことをやめて——こういう点は私はいくら争つてもかまわぬ、こういう点は大きいやいなさい。この制限規定というものは、たゞい／＼ながら消極的に出したとしか受取ることはできない。それで渡辺さんの感覚をちよつと疑うのだけれども、この点に對しては、われ／＼はまだ大いに文句を言うつもりであります、一応私としてはここで打ち止めにしておきます。このあとと関連しまして、同僚が深刻に、ものごい攻撃の矢を向けますから、どうぞそのおつもりで……。

○浅香委員長代理 次に一昨八日、当委員会に審査を付託されました交付税

及び譲与税配付金特別会計法案及び去る九日付託されました株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案の両案を一括議題として、政府当局より趣旨の説明を聴取いたしました。植木大蔵政務次官。

交付税及び譲与税配付金特別会計法案

計法

(設置)
第一条 地方交付税及び地方譲与税の配付に關する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般會計と区分して經理する。
(管理)
第二条 この會計は、内閣總理大臣及び大蔵大臣以下「所管大臣」というが、法令で定めるところに従ひ、管理する。
2 内閣總理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定による事務を自治庁長官に行わせることができる。
(歳入及び歳出)
第三条 この會計においては、第四条の規定による一般會計からの繰入金、入場税の収入及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、地方交付税交付金(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)による地方交付税の交付金をいう)、入場譲与税譲与金(入場譲与税法(昭和二十九年法律第 号)による入場譲与税の譲与金をいう)、第五条の規定による一般會計への繰入金及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

(一般會計からの繰入金)
第四条 地方交付税法第六條第二項に規定する交付税の總額に相當する金額は、予算で定めるところにより、毎會計年度、一般會計からこの會計に繰り入れるものとする。

(一般會計への繰入金)
第五条 この會計の毎會計年度における入場税の収入額の十分の一に相當する金額は、政令で定めるところにより、この會計から一般會計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製)
第六条 所管大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)
第七条 この會計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第八条 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)
第九条 この會計において、毎會計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製)
第十条 所管大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分

により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を附添しなければならない。

（余裕金の預託）
第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（支出残額の繰越）
第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）
第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律（昭和二十九年法律

第七号）第七条に規定する揮発油譲与税の収入見込額に相当する金額は、昭和二十九年年度において、同条の規定により追加して譲与される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、昭和三十一年度又は昭和三十一年度において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

3 昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律第七条の規定により都道府県及び指定市から返還される額に相当する金額は、予算で定めるところにより、その返還された年度において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

4 昭和二十九年年度に限り、この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を使用することができる。

5 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

6 第四項の規定による一時借入金は、昭和二十九年年度の歳入をもつて償還しなければならない。

7 第四項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、昭和二十九年年度において、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

8 第二項の規定による一般会計からの繰入金又は第三項に規定する返還される額に相当する金額は、その繰入をした年度又は返還された年度におけるこの会計の歳入とし、第二項に規定する揮発油譲与

税の収入見込額若しくは追加して譲与される額に相当する譲与金、第三項の規定による一般会計への繰入金又は第四項の規定による一時借入金の利子は、その譲与された年度、その繰入をした年度又は昭和二十九年年度におけるこの会計の歳入とする。

9 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第九条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理を行うこと。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、株式会社以外の法人（以下「法人」という。）について、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第九十九条の規定による再評価積立金の資本への組入に關し必要な事項を定めるものとする。

（資本組入の決議）
第二条 法人が再評価積立金を資本（払込済の出資の総額をいう。以下同じ。）に組み入れるには、定款変更の場合と同様の決議によらなければならない。

（出資口数の増加）
第三条 法人が再評価積立金を資本に組み入れる場合においては、その

の資本に組み入れる金額を出資一口の金額（第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合には、払込金額を控除した金額）で除して得た数に相当する出資の総口数が増加するものとし、各出資者の出資口数は、それぞれ、その現に有する出資口数に応じて増加するものとする。但し、各出資者の増加する出資口数に一口未満の端数を生ずるときは、当該出資者については、その端数の出資口数の増加はないものとする。

（端数口数の売却等）
第四条 法人は、次条第三項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合を除くの外、前条但書の端数が生じた場合においては、第二条の決議の日から起算して二週間以内に、その端数の合計数に相当する口数の出資を、法令又は定款の規定により出資者となることができる者に対し、適正な価額で売却しなければならない。この場合においては、売却した出資の対価に相当する金額を、前条但書の規定により端数の出資口数の増加がないこととなつた出資者に対し、その端数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により売却すべき口数の出資の全部又は一部を、同項に規定する期間内に、売却することができなかつたときは、売却できなかつた出資の金額に相当する再評価積立金の金額は、第二条の決議にかかわらず、資本に組み入

れられなかつたものとみなす。
（払込を伴う資本組入）
第五条 第二条の決議に際しては、出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めることができる。この場合においては、出資者が現に有する出資の総口数と第三条の規定により増加する出資の総口数との比率、払込金額及び払込期日をも定めなければならない。

2 前項の払込金額は、分割して払い込ませることができない。
（通知義務等）
第六条 法人は、前条第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めた場合においては、出資者に対し、同項の決議の内容を遅滞なく通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた出資者が、払込期日までに払込をしないときは、払込をしない口数の出資に關する権利を与えられないものとする。

（端数口数又は払込のない口数についての出資者の募集等）
第七条 法人は、第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる場合において、出資者の出資口数に一口未満の端数が生ずるときはその端数の合計数に相当する出資口数につき、同項の払込期日までに払込をなかつた者があるときは払込のなかつた出資の総口数につき、それぞれ、法令又は定款の規定により出資者となることができるときから、

出資者を募集しなければならぬ。

2 前項の場合における出資の払込期日は、第五條第一項の規定により定められた払込期日の翌日から二月以内とならなければならない。

3 第五條第二項の規定は、第一項の規定に基き応募した出資者の払込金額について準用する。

4 法人は、第一項の規定により出資者を募集した場合においては、出資一口の金額から第五條第一項の払込金額を控除した金額に応募のあつた出資の総口数を乗じて得た金額に相当する金額を、第三條但書の規定により端数の出資口数の増加がないこととなつた出資者に対してはその端数に応じ、払込をしなかつた出資者に対してはその払込のなかつた出資口数に応じ、分配しなければならぬ。

5 第一項の規定により出資者を募集する場合において、最後の募集に係る払込期日までに払込のなかつた出資があるときは、その出資に対応する部分の再評価積立金の金額は、第二條の決議にかかわらず、資本に組み入れられないものとする。

(資本組入の効力の発生)

第八條 第五條第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる場合においては、資本の増加(再評価積立金の資本への組入を含む。以下同じ)は、他の法律に別段の定めがない限り、最後に払込が行われた日において、その効力を生ずるものとする。

(出資口数の保有限度の特例)

第九條 第四條第二項又は第七條第五項の規定により資本に組み入れ

られない金額が生じた場合において、出資者の出資口数が法令に定める一出資者の有することができ

る口数の最高限度をこえることとなるときは、そのこえる出資口数

に應ずる持分は、資本の増加の効力が生じた日から六月以内に、法令又は定款の規定により出資者となることができる者に対し、譲渡

しなければならぬ。

(合名会社及び合資会社における資本組入)

第十條 合名会社又は合資会社が再評価積立金を資本に組み入れる場合においては、当該積立金を社員の出資の履行をしていない部分に充ててはならない。

(有限会社における質権の効力)

第十一條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八條(質権の効力)の規定は、第三條の規定により増加することとなる有限会社の出資者の出資口数に應ずる持分及び第四條第一項後段又は第七條第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

2 商法第二百九條(登録質の効力)第一項及び第二項の規定は、第四條第一項後段又は第七條第四項の規定により有限会社の出資者が受けるべき金銭について準用する。

(所得計算の特例)

第十二條 第四條第一項の規定による売却又は第七條第一項の規定による募集による収入金のうち、第四條第一項後段又は第七條第四項の規定により分配すべき金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二

十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2 第四條第一項後段又は第七條第四項の規定により分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

(罰則)

第十三條 法人の代表者が、第六條第一項の通知を怠り、又は不正の通知をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百九條第二項中「因り株式」の下に「(出資証券を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

3 再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律

第八條第三項中「取締役会が定める」を「商法第二百二條第三項(額面株式の発行価額)の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。」に改める。

○榎本政府委員 たいだいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、今般地方公共団体の財政運営の自律性及び安定性を強化し、地方財源の偏在の是正をはかるため、従来の地方財政平衡交付金制度にかえ、新たに地方交付税及び入場譲与税に関する制度を設けるとともに、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する特別措置を講ずることとして、昭和三十二年に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案及び昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する法律案を提案いたしました。

以下この法案の内容についてその大要を御説明いたしますと、この会計は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が共同管理をいたすこととし、地方交付税相当額の一般会計からの繰入金、入場税収入及び付属雑収入を繰入とし、地方交付税交付金、入場譲与税交付金、入場税収入の割当相当額の一般会計への繰入金及び付属諸費を繰出し、その他毎会計年度の決算上の剰余は、翌年度の歳入に繰入れ、毎会計年度の歳出予算支出残額は、翌年度に繰越して使用することができるとする等交付税及び譲与税の配付に關して必要とされる会計運営の制度を規定するとともに、昭和二十九年年度の揮発油譲与税の配付に關する経理につき、所要の規定を設けることとしたのであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、たいだいま議題となりました株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

資産再評価法第九條の規定による再評価積立金の資本組入につきましても、従来株式会社についてのみ認められていたものであります。株式会社以外の法人につきましても、この際資本組入を認めることが適當であると考へられますので、ここにこの法律案を提出することとしたのであります。

次に、本法律案につき、その大要を申し上げます。

まず第一に、再評価積立金を資本に組入れるには、定款変更の場合と同様の決議を要することとしたのであります。

第二に、出資について口数の定めがある法人が資本組入を行つた場合には、組入額の総額に対応して出資の総口数が増加するものとし、出資者各人の出資口数は、それらの出資者が現に有している出資口数に應じて増加することとしたのであります。

第三に、資本組入の場合においては、原則として無償で出資口数が増加するのであります。株式会社の場合と同様、出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませることを認めるとともに、端数または払込みのなかつた出資の口数が生じた場合における売却または出資者の募集及びこれによつて得た金額の分配について必要な規定を設けることとしたのであります。

第四に、資本組入を行つた結果、出資者の口数が法令に規定する保有限

七

度を越える場合の特例を設けるとともに、出資者に対して分配すべき金額の額について、法人の所得の計算上所要の特例措置を講じております。

第五に、本法律案の附則によりまして、株式会社の本組入れの場合において、失権株または端株を公募する際の発行価額について、商法の特例を設けました。

以上、本法律案の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるようお願いいたします。

○浅香委員長代理 井上良二君。

○井上委員 租税特別措置法の一部改正法律案について、二、三質問をいたしますが、さきに平岡君からもいろいろな角度から質問がございましたが、第一に、この所得税関係の長期定期預金利子及び配当所得の税率の引下げについてであります。この税率を引下げるによつて、一年以上の信託または預貯金が一体だけかふえるという見通しを持つておりますか、それを明らかに願いたい。

○渡辺政府委員 将来の問題でございますので、的確にどのくらいかふえるかということにつきましては、われ／＼もちよつと数字的に申し上げかねますが、一応こういう措置によりまして、こういうものの奨励になり、従つてそこにこういうものの増加が期待できるということは申し上げ得ると思つております。

○井上委員 将来はいざ知らず、この法律は過去から適用されて来ておりますので、今までどういふことになつておりますか。

○渡辺政府委員 この規定の適用を受けずとも、やはり一番金額的に大きいのは定期預金だと思つております。定期預金は現在におきまして、これは過去の数字でございますが、二十八年の九月末に定期預金となつておりますものの総額が九千四百七十三億でございますが、この中で一年定期のものは千六百六十億、こういう数字になつております。

○井上委員 ふえた分は……。

○渡辺政府委員 ふえた分と申しましたも、今度御提案申し上げておりますのは、今後の契約にかかる分について一応百分の五にして行こう、こういう考え方でございますので、まだその措置が立法化されておるわけでもございませんで、これによつてふえたということはちよつと申し上げかねると思つております。

○井上委員 定期預金を一年以上もいし、かつ長期の信託をいたしまして利子を取得する階級というのは、一体どういふ階級ですか。

○渡辺政府委員 その点につきましては、われ／＼の方にも資料がございせんので、どういふ階級だということはちよつと申し上げかねますが、まあ割合にその所得の多くない階級にありまして、他はたとえは相続財産とか、そういうものを中心に食べているといつたような方には、こういう方があるのではないかと思つております。それよりも相当大きな財産がある人は、あるいはむしろ株を持つというような方向に向ふと思つて、抽象論でいろいろ考へられますが、数字的にどういふこと、これは、ちよつと私の方で今資料がございせん。

○井上委員 減税措置によつて相当利まわりがよくなる。だから長期定期預金を一年以上もしようという人は相当裕福な人でありませう。従つて、今政府が物価を引下げなければならぬという大きな題目にぶち当たつておるときに、単に予算を緊縮する、あるいは金融を引締めるということによるやり方も必要でありませうが、一つは低金利の問題が大きな問題になつておる、また一つは税額を引下げることが大きな問題になつておる。そういう総合的な全体の政策が推進されない限りは、物価は下らぬと思つておられます。そういう点から考えましたときに、全体の郵便貯金の利率をもう少しよくするとか、多少われ／＼も全体の利益といふことは考えられるけれども、この政策は特定の人のように見られてしかたがないのです。そしてあなた方が資本蓄積という美しい名前を以て、な減税措置を講ぜられておるが、その蓄積された資本は一体どこへ行つておるかというのをわれ／＼が考えたときに、減税によつて少数の裕福な階級が非常に高率の利益を得、またその金を低利にまわしてもらふことによつて利益を得ている、こういうのはつきりした、金融的な大きな支配の権力を維持しようとする露骨な現われがここに出て来ているのではないかと、われ／＼は見抜かざるを得ない。そういうように一応の見通しを立てます場合、資本蓄積という美しい名前のもとに、少数の裕福な階級を助けて行くという行き方は、それははなはだ時局便乗の功妙な彼らに対する保護政策でないかといふことにより私は言えない。特に証券投

資の場合を見ましても、従来すでにそれだけ必要な措置が講ぜられて来ておる。ところが今度はまた三分の一を免税にして、残つた三分の二を対象にして、さらに課税を一〇％にする、こういうことで、証券投資にどん／＼金を注ぎ込むという人は一体どういふ階級の人です。そういう特殊の政策を政府がそれほど熱心におやりにならうとするならば、何ゆゑに低額者の減税にもつと勇氣を出さぬかといふことを私どもは言いたい。低額者の減税の問題に触れると言を左右にして、ああじやない、こりじやないといふ逃げようとする。そしてこれらの人々の減税についてはきわめて至れり尽せりの資料を集め、至れり尽せりの答弁をされる。もつてのほかだ。さきに平岡君も申しおりました通り、実際これらの税率を引下げる何らの根拠を私は見出すわけに参りませぬ。これらの人々の減税をすることが大切な、小額所得者の減税をすることが大切な、どちらが一体大切とあなたはお考えになつておられますか。

○渡辺政府委員 大体長期の定期預金を持つような方々は、私は大抵中産階級の方じやないかといふふうに考へております。一年定期で利子が税込みで六分になつておるのでございまして、もつとまとまつたお金を持つていらつしやる方は、むしろ直接株式投資といふような方向に進まれるのじやないか。それから、証券投資信託の改正についてお触れになりましたが、今度この分についての改正で考へておられますのは、現在のやり方は、当初におきましては、利益を全部配当と見て課税して参つた。ところが証券投資信託の利益の中には、御承知のように、配当に相

当する分と利子に相当する分と、譲渡所得に相当する分と、三つあるわけでございます。現在の法律におきまして、最後の解約あるいは終了の時期におきましては、これを清算いたしまして、そして過去において納めておる税金は差引いて、納め足りない分があれば最後のときにとるといふやり方をとつておるのでございまして、現在のやり方で参りますと、どうも最後の清算の機会におきまして納め過ぎになる傾向にあるものでございまして、譲渡所得の分が三分の一程度あるものとして、百分の十でつて行く。しかし最後に至りまして清算するということにおきましては、今度の改正のあとにおきましては、先にとる分をどう考へるか、あとにとる分をどう考へるかというこの改正でございまして、特にこれによつて全体として負担が軽減されるということをお考へしているわけではございません。証券投資信託につきましても、どういふ階級の人が証券投資信託をやつておるかといふと、御承知のように、自分で直接株を持つというのには、まだ株もよくわからぬし、不安もある。そこで専門家である証券会社にその運用をまかせようといふ方がございまして、これもお持ちになるわけでございます。これも、どちらかといへば中産階級が大体この範疇に入るのじやないかと考へておられます。それで、こういう面

で減税するのをやめて、なぜ低額所得者の所得税の負担を軽減しないか、こういう御意見に伺いましたが、われわれとしましては、重点的にはやはり低額所得者の減税に重点を置いておると

お考へておられます。それで、こういう面

いうことは、はつきり申し上げ得ると思っております。その点は、結局数字の上に一応出て来るわけでございまして、今度の直接税の減税の三百十二億の中におきましても、基礎控除の引上げが百六十億、扶養控除の引上げが八十億でございまして、金額的に見まして、こうした分が大部分を占めて居るわけでございまして、この面につきましては、以上のご意見を踏まえて、先ほど来申し上げておりますが、この程度にとどめざるを得なかつたというわけでございまして。

○井上委員 それと同じ考え方に立つて、さきに交際費の問題が問題になりましたが、政府の方では五百万円以上の会社の年間の交際費はどのくらいあると見積つておられますか。

○渡辺政府委員 結局交際費という範疇をどうとるかという問題で、大分問題はかわつて来ると思つておられます。われわれの方で現在そこへ提案しておられますのは、考え方によりまして、狭い交際費よりも多少広くなつて居るのじやないかと思つておられます。たとえば、会社の社長が工場へ行つて工場の幹部などと一緒にご飯を食つたというものは、会社として交際費かどうか、あるいは、いろ／＼議論はあろうと思つておられます。一応今度の交際費等の中にはこれをに入れて考へておられるわけでございまして、金額的にいましてどの程度のものかというものは、なか／＼まだはつきりつかみがないのでございまして。けれども、まあ七、八百億くらいは金があるところではないかというふうには考へておられます。

○井上委員 問題は、七割に交際費を押えて、それを越える部分の二分の一を損金に落す、こういうことになりまざるから、それを落して、結局この分増収になる分が三十億という推定を立てて居る。この三十億増収にこの部分が入るといふことになりまして、そのもとになる交際費といふものが大体どのくらい年間に使われておるといふことがはつきり押えられなければ、この三十億の増収分は出て来ないじやありませんか。

○渡辺政府委員 今七、八百億とか申しました数字は、これは年間の数字でございまして、そこで、ここに三十億と書いてございまして、交際費の分としておられます。御承知のように、二十九年年度の關係として、初年度になりまして、従いまして、大体半年度の半分という程度のもので二十九年度の歳入に關係して来る。徴収率とかいろいろこまかい点はございしますが、これはそう大きな額でございせんから、議論の外にしていふと思つておられますが、十九年度は初年度でございまして、一応二十年年度大体三十億程度、その計算の基礎になつておられますものは七、八百億くらいの数字を基礎としておられます。

○井上委員 さきにも議論がありまして、上さらにあと半分を認めるから、八割五分まで認める、こういうことに實際はなるわけですが、どういふわけでそのことを認めなければならぬのですか。

○渡辺政府委員 その半分だとか八割だとか、いろ／＼計算が違ふじやないかというお話がちよつとございまして

が、税の性格によつてそれ／＼違ふのは、正直のところあたりまえの話でありまして、法人税におきましては、決算が二十九年度分に入つて参りますのは、大きく言へば、今年の三月決算と九月決算でありまして、来年の三月決算の分は三十年度の税収に入つて来るのでございまして、従いまして、ほかの税の割合が違つて来る。これはその納期の關係から当然出て来る結論でありまして、その辺から願ひますれば、別にそうふしぎはないと思つておられます。それで、今井上委員の御質問のございました、七割で押え、それ以上をさらに半額だけ損金にする、それがいいのか、あるいは八割で押えるのがいいのか、六割で押えるのがいいのか、これは私はいろ／＼見る見方によつて御議論はあろうと思つておられますが、われ／＼がこの案を出しました考え方として、会社としてもやはり相

当の交際費があることは、これは仕事

の性格からいつてやむを得ない。ただ現在の姿におきましては、社用族とかいろ／＼議論はあろうと思つておられますが、相

うというつまみ食い式にお考へになつたのであつて、私に政務次官に伺いたいが、総理初め政府は、今日の国際収支のアンバランスを何とか直したい、そのために国民に耐乏を要求する決意を示しておられるわけだ。しかるに税制の上では、片一方においては資本蓄積という美しい名前で、少数の人には減税措置で非常にかわいがつてやつて、そ

うしてほんとうに汗水たらして働かなければならぬ大衆には、案外減税の恩典は少く、逆に間接税でしぼり上げて行く、そ

うしてほんとうに汗水たらして働かなければならぬ大衆には、案外減税の恩典は少く、逆に間接税でしぼり上げて行く、そ

うて、あまり急激な変化を与えることはいかかといふ点も考へられますし、かた／＼こつた程度にして政府の案を出しておる次第であります。むしろ政府当局の希望としましては、この法律によつて初めて七割あるいは八割五分まで認められるかどうかといふような問題よりも、各会社当局がまたお互いに自衛をして、この法律に關係なく、むしろ従来十使つておつたものなら五にする、あるいは六にするといふようなことを期待したいと思つておられます。何でもかんでも税制の上で無理にこれを縛つて行くのもどうか。と申しますのは、やはり会社の運営の

○井上委員 問題は今まで交際費を損金に落しておつたところから、これら大きな会社は、正常な利益にいたしました場合は、法人税でとられてしまふから、あらゆる各目を設けて交際費につけ足して行く。交際費の完全な受取りさえあれば、税務署はこれを認めるということから、交際費が非常にふくれて来たといふことをあなた自身御存じのことと思つておられます。現にまた主税局長みずから御答弁をされておられます。年間七、八百億の金が正常に見積られた交際費として、これはまったく飲み食いに使われておるといふことで、こつたところをそのまま認められるといふことはどうかといふ点に

あつて、あなたの方の政策がよろしきを

得ないといいますが、今度の物価引下げの大きなねらいは、さきにも申しましたように、国の財政投資と金融引締め、これらをやることによつて物価を下げよう、こうしておるが、特に金融の引締めというものは、露骨にいえば、物を持つておる人が経済活動を行うのを非常に困難な事態に追い込む政策であります。資金が不足いたしますために、持つておる物をやむなく安く売らなければならぬという窮地に追い込む政策をとられておるのです。その結果は、そこに働く勤労者に大きな犠牲が要求されて参ります。そういうわけでは金融引締めというものが、弱い中小企業に大きな圧迫としてかかつて行き、しかもそれに従つておる従業員が直接この犠牲の対象になつておるときに、相当大きな資本を持つて政府の保護を受けて、しかも一方減税その他によつて十分な保護を受ける少数のものが従来平気で使つておつた交際費がそのまま八割五分まで認められる、そういうことが一体常識上許されるかという事です。問題は道義上の責任がここにはあつて来ておる。そういう点で、交際費の制限というものに対してもう少し圧力を加えるべきじゃないか。特に造船を中心とした疑獄問題が国民あげての指弾的になつておるときに、毎日のように赤坂へ行つて湯水のように金が使われておる。先般も私は地方へ参りまして、私も一生汗水をたらして働いてもためることのでき得ない大きな金が一晩のうちに使われておるじやありませんかというのを言われたいときに、私どもは実はさうかしい思ひをいたしました。それほど事件は

地方の人には大きな刺激と打撃を与えておるのです。しかるに、このことをそのままあなた方が認めて行く考え方のいうものは、何としてもわれわれはそのまま見のがすわけには行きませぬ。だから、そこをあなた方がもう少し総理の意をほんとうに体するならば、ほんとうに国民にまじめに耐乏を要求するならば、この面に思い切つたメスを加えるべきではありませんか。一方において小額所得者に減税をしたといながら、片一方には間接的に大衆課税をやつておるじやありませんか。そういうごまかしのことを一方においてやつておいて、片一方においてはぬくぬくとおつておるじやありませんか。もう少しまじめに、少くとも日本が今立つておるこの経済の中において、どうして日本の経済を再建するかということが国会にかけられた大きな責任になつて来ておる。われわれは、単に与党、野党の対立的な感情ではありません。真に日本の経済を再建する場合、ほんとうに国民の協力を求めなければならぬ、国民を納得得心させて政治に協力させることが必要であります。そういうまじめな真剣味のこもつた対策が立てられずに、一方においてはごまかしの税制によつて、いかにも減税したかのごとく装い、一方においてはぬくぬくと大きなものを助けに行く、そうしてこれらの人々のせいに行く、そのまじめの行かして行くという行き方が、一体妥当な税制とお思ひになりますか。私はあなたが良い立場に立つた政治家ならば、この不合理は何としても是正していただかなければどうにもなりませんぞ。

そうお思ひになりませんか、もう一度お伺ひしたい。
○植木政府委員 ただいまの井上委員の御意見なり、あるいは御感懐なり、まことに共鳴し得るところがたくさんございます。従ひまして政府といたしましては、そのラインに向つて、漸進的にこの改正案の上に盛つてあるわけでありませぬ。なるほど仰せの通り、思ひ切つた政策をとることも可能でございますが、税制の上におきましては、やはりさう急激なることをやることは、いかにかかと考えましたので、この際としては、原案に盛り込んだ程度で、一歩々々進んで参る。またただいま井上委員は、従来からの不当な交際費の使方をそのまま認めておると誇張して仰せになりましたが、そうではなくして、それは原案にもラインに向つての努力をしておるということ、ひとつぜひ御了承願ひたいと思つておるす。
○井上委員 他に質問者もあることですから、簡単に二、三点質問しておいてやめますが、次に、法人税関係の価格変動準備金の積立金についての減税の措置が、今度はちよつとかわつて参りまして、従来は時価を大体中心にしておりましたが、今度は帳簿価格と時価とどちらか低い方の九〇%、こういうことに改めておりますが、この価格変動準備金の二十八年度において積み立てられましたところの推定はどのくらいになつておりますか、これが一点、それからここで問題になりますのは、この準備金を積み立てれば、結局損金に見てくれるのでありますから、準備金を積み立てるためのたなおろし

の場合の時価をどう一体押えるか、この時価評価をだれが一体押えるかという問題であります。これが非常に私にはむずかしいことではないかと考えます。これは単なる申告によつてやるのか、それともその会社のたなおろしの帳簿を一々検討して、現品と引合せの上で、時価が正当に見積られておるかどうかと、何と帳簿価格と時価との関係を一体何を標準にして押えるというのか、これを明確にしてもらいたい。この二点について伺つておきたいと思ひます。
○渡辺政府委員 二十八年度分について申し上げますと、価格変動準備金の積み立てられました金額は二百七十六億でございます。ただこれは、あらためて申し上げるまでもございませぬが、毎年、前に積み立てましたものをくずしまして、その年に新しくまた積み立てまして、そういうことになつておりますので、結局二十八年度に一応積み立てられたものは、これからくずされて行くわけでございませぬので、この年にこれだけ積み立てられました分が、それだけすぐその年の税金に影響があるというわけのものではないというこゝとは、これはあらためて申し上げるまでもありませんが、ちよつとつけ加えておらしたくませぬ。
それから時価との関係であります。御承知のように現在申告納税の制度になつておられますので、一応会社の方でも時価を算定して、それによつて申告して参つたものを、税務署あるいは国税局が調査して、それが妥当であるかないかを調べております。その場合の基準になります

のはいろ／＼ございませぬが、たとえて申しますれば、最近に同じような品物が仕入れられておるとした場合に、その仕入れられた値段に引寄せて物を考へて行くというのが、ごく一般的な例じやないかというふうに思つておられます。大体その会社におきまして、どういふ品物を扱つておるか、いろいろ種類がございませぬから、いろ／＼について時価を調べることは相当むずかしい仕事でございませぬが、たとえは鉄の会社であれば、石炭とかなんとかが、相当仕入れられる在庫品のあれはわかつておられますので、ずつと最近仕入れがない場合は別でございませぬが、最近に仕入れがあれば、その値段が一応時価の基準になる、こういうふうな時価を調べて行く、こういうわけでありませぬ。
○井上委員 もう一点、次にプラント輸出の問題について、従来三%を控除しておりましたのを、今度五%を控除することにした、こういうことになつておりますが、このプラント輸出の二十九年度の輸出見込額というものはどのくらいを見込んでおられますか。それから、御存じの通り輸出銀行から相當な金を貸してあります。しかもこれに対してはいろ／＼な保護政策がとられておられます。その上にさらに減税をしなればならぬという理由はどういうことかから来ておるか。それからこの収入額の三%がその取引による事業所得の五%を越えるときは、五%を限度として控除される、こういう規定になつておりますが、一体このプラント輸出による事業所得というふうなもの

をどう区分して押えようというのか。輸出会社はあらゆるものを輸出をしておりまして、その中で特にプラント輸出だけの収益というものをどう一体押えようというのか。現にプラント輸出の利益なんというものは、ほとんど問題にならぬ利益でないかと思うが、そういう場合に、一体この法律をこのまま適用した場合、これは死文になりはせぬかということもいわれておりますが、そういう点について一体どうお考えになつておるか、それを御説明願いたい。

○渡辺政府委員 今度プラント輸出としてプラント輸出といふ名前が実はなかくむずかしいものでございまして、一応別途そこに御提案申し上げておきますように、設備とかそういうものを一応あげまして、同時に輸出契約の金額が千万円を越える、そういうまとまつたものをもつてプラント輸出と考へるといふふうにしておられますが、御質問のございまして、このプラント輸出という、今われわれが御提案申し上げておるものよりも範囲は広いと思つておりますが、その金額は、昭和二十六年で一億六百万ドル、二十七年で一億一千万ドル、二十八年の数字は今手元にはございせんが、二十九年におきましては、ちよつと確かでございますが、たしか一億三千万ドルくらいを考へておるというふうに聞いております。

御承知のようになかく、こういう機械類の輸出というものは、非常に現在日本としましてはやはりにくい立場に立つております。そこでプラントはこういう輸出が一度できて参りますと、あとは部分品でございますとか、いろ／＼な意味におきまして、そういう輸出の市場が開拓されますと、あとから／＼輸出が行き得る可能性もあるんじやないかというのが一つと、それから従つて同時に現在日本としては、将来重工業製品を輸出の相当大きなものに持つて行かざるを得ない、しかも現在としては条件が非常に悪い、こういうような点を考へまして、やはりこゝとした種類のものにつきましては、相当大きなフエーヴァを与へる必要が要のばないだらうか。もちろん輸出銀行等で一応金融的にもかなりめんどうを見ておられますが、なかく、この輸出が伸びておられませんので、少しこの辺は考へる必要があらうと思つております。

それから輸出所得との関係でございますが、これはおつしやるように、なかく、こまかい計算によりまして輸出所得だけを抜き出して計算するといふことが、非常に困難でございますので、現在におきまして、収入金額に按分しました金額をもつて一応輸出所得という計算にしております。これはどうも法律的な根拠がはつきりいたしませんので、今度の改正によりましては、これを命令に委任さしていただきます。委任命令の形でもつてその間の関係をはつきり明定しよう、かように考へております。

ただいま私のささやきに対して御丁寧な御答弁がございましたが、これについてどうも矛盾があるような気がいたしますので、お尋ねするわけでございますが、会社の方の決算は決算期が年二回になつておるから、これを半分に認めたのだ、こういうお話でございますが、繊維の方は八割に認めておるのではないか、いやそれは決算が違ふからだ、こういうお話でございます。したけれども、これは私にはわからなことが多いためです。決算が二期にわかれておるといふ建前のもとにそのよくなことが行われるとするならば、いわゆるこの繊維消費税の第十二条には、妙ちきりんなことが書いてある。納税の期間は商売が行われた翌々月末にはずいでどんびしやり納めなければならぬ、こういうふうになつておる。ところが翌々月と申しますと、これは大分期間があるようでございすけれども、今月の末日に商売をしたものは、翌々月でございすから、六十日たつたやらずにもうすでに納めなければならぬ、こういう勘定でございす。ところがここでこの決済はどのように行われておるかといへば、今日糸へん業界の決済状況が九〇マルやら一五〇マルくらいになつておるから、このことは、政府当局としてはよく御承知のはずです。それが決済ができないから手形交換所で不渡り／＼といふことになつて倒産商社が続出している。横山町へ行つてみても、芳町、蟻舘町でも、何も遠くへ行く必要はない、大阪の心齋橋まで出張する必要はない、もう幾らでも倒れている。ところでそういう状況を知らずとも、片や翌々月つまり六十日たつたやらずでびしやりと取上げておき

ながら、しかもこの決算はどうかという、やはり同じように年に二回なんです。会社の決算期というのはやはり年に二回です。糸へんだから再々行われて、ほかの会社や料理屋だから半年にしか行われぬ、そんなことはない。一体これはどういうことでございますか。

それからもう一つ、もつとおかしいことに、これはいざれ逐条的に私質問するつもりでございますが、その次を見ますと、もつとひどいのに、保税地域から引取るものはその引取るときにどんびしやり取上げる、こういうことになつておる。ところがこれは季節ものでありまして、季節がはずれたら、ちよつと今ごろ春先になれば、冬ものはどん／＼値下りが来る。これは一体どうするつもりなんです。その次の条を見ると、納期に取り過ぎたものはあとの月の税にしておいてさつ明くということになつておる。これも、これは実におかしい話なんです。冬ものが切れたあととは、これはずつと翌年まわしになつちやう。この点、この相違をひとつ……。

期が来て、そこでこの交際費の問題が出て来るわけなんです。そうしますと、この法案に今考へておられますのは、この法律が施行になつたとき以後に、この法律が施行になつてから開始する事業年度について今の問題が出て来るので、そうしますと、結局二十九年度の歳入に出て来ますのは、大きく言えば三月と九月が会社の決算だとすれば、ごとの三月の決算のものについては問題にならない。従つてその分は五月に入つて参りますが、ここで問題になつて来るのは九月の決算でもつて十一月に入つて来る分です。来年の三月に入つて来る決算の分は、これは三十年の歳入になるのです。従いまして、大きく言いますと増税で税負担がふえましても、平年度としては、たとえば三十億ふえても、二十九年度に増収になつて額を出す分は半分だ。これは今言つたような法人税の納期がそうきまつておるからそういう数字になるということをおつしやるわけでございます。

それからその次の問題として、今の繊維修飾品ですが、それは初年度においてどのくらい額を出すかというものは、納期のきめ方によるのであります。結局納期を現在の法律のようきめてあれば、平年度はともかくとして、初年度においては、大体半分、正確に言へば大割何分ですが、それだけ額を出すというふうなことは当然出て来るわけですから、それを申し上げた次第であります。

○加藤（清）委員 私の質問している点は、こういうことなんです。片や法人税だけは実情によく即して親切にしてやりながら、こちらの税だけは実情に即せず、実情に即せぬどころか、苛酷

に決済のできないうちから取ろうとして
いるのはどういふわけか。こういう
ことを聞いている。首尾一貫してない
から聞いている。

○渡辺政府委員 法人税は実情に即し
て親切になつてゐる、これはしかし考
え方ですが、決算もまだできない間に
税金を納めろ、これは現在中間申告で
ある程度やつておられますが、一年決算
の分についてある程度お願ひしてあり
ますが、やはり半年決算の普通の場合
には、決算が終らぬうちに所得はわか
らぬわけですから、従つてその分につ
いて同時に決算を二回——これを親切
と言われるとわれ／＼はずかしくなる
くらいでして、どちらかというとき然
ることやないかと思ひます。それで
は繊維品消費税の方はどうなのかとい
う点であります。これは、結局現在の
の繊維品消費税の創設が実情に即して
おるか即してないか、いろいろ議論
があると思ひますが、間接税全体につ
いていへば、物品税につきましても、
他の税にしましても、一応そういう方
向にできてゐるわけでございます、
なおその点につきましても、担保提供
の姿によりまして、さらに一月延納と
いうことも考へておるわけでありま
す。これはその間の権衡等の上におい
て検討するべきもので、法人税とはち
よつと性格が違ふのではないか、かよ
うに考へておられます。

○柴田委員 今政務次官もお見えにな
つておりますので、所得税、法人税、
物品税というものを簡単に外郭だけ伺
いたいと思ひます。そういういたします前
提として、こういう税制改革をなさる
ために、物価指数をどういふような指
数で政府当局はお考へになつておるの

か。私が伺いたいことは、たとえば戦
前と申しましても、昭和十六年の十二
月七日までは戦前でございまして、大
体経済的な常道といたしまして、昭和
十四、五年を戦前と称してございま
す。昭和十五年を基準といたしまして
物価指数を政府当局はどういふよう
にお考へになつておるか承りたい。それ
によつて次の問題を伺いたいと思ひま
す。

○渡辺政府委員 今お話になりました
昭和十五年という基準は、実はわれわ
れあまり使つておりませんものですか
ら、今ここには数字を持つてございま
せんが、われ／＼が普通使つてございま
すのは戦前九年十一月であります。こ
れは日本銀行で調べた数字でございま
すが、昭和二十八年の十一月で、総平均
で三六〇であります。なお将来の見通
しとしましては、大体二十九年年度末
一割程度、現状といひますか、昨年の
暮れより下るといふ一応の見通しで
ございませぬ。

○柴田委員 私どもは常識的に四百倍
と称してありますが、日銀等が調べま
したものは、一切の表面的な公定価格
といふものを基準とした調査であらう
と思ひます。それでもけつこうであ
りますが、三百六十倍、そういういた
しますと、所得税の問題に入りま
すが、今われわれの手に提案されて
おりますが、年収三十万を越える金
額に對しまして百分の二十の課税が計
画されております。そうすると、戦前
の三百六十倍といふ諸物価の表示がこ
こに表われたわけでありまして、昭和
十一年当時年収千円の俸給生活者に対
しまして、税金はかかつておらなかつ
たはずであります。この物価指数から
仮定いたしましたとしても、少くとも年収四

十萬圓くらいまでは所得税は賦課すべ
きでないという根本的な理由がそこに
存在するわけでありませぬ。それにもか
かわらず、われ／＼両派社会党は、現
在の租税状況を考へ、あるいは国の財
政を考へた上に立つて、年収二十四万
までは所得税の免除を常に主張して
おるのであります。そういう主張を正し
く、しかも物価指数の上からお考へな
しに、常にそれには耳をおおひまして
こういう立案をされたといふことは、
物価指数を考へない、現在の勤労階級
の収入の状況等をさらに考慮しないと
いう結果になるであらうと思ひます。
そういう結果になるであらうと思ひま
す。こういふ非常な悪税が随所に見ら
れるのであります。サツカリにも、
ズルチンにも、あるいは子供供が飲ん
でおるラムネに至るまで税金の計画が
立てられておる。奢侈税や時計の税金
といふものは、その次に大きな問題に
なるのであります。そのまにかい点を
拾つてみましても、そういうものに対
して課税が非常に残酷であるといふこと
を言わざるを得ないであらうと思ひま
す。一つ申しまますならば、たとへば今
の法人税の問題であります。政府機関と密
接な関係のある、たとえば製糖会社等
の一つ、二つの例を申してみたいと思
ひますが、芝浦精糖株式会社が資本金
三億で、一期六箇月で純益八千四百萬
圓を上げてゐる。あるいはまた東洋精
糖が資本金二億五千萬圓で九千九百萬
圓の利益を上げておる。日新製糖が資本金

一億で七千万圓の利益を上げておる。
名古屋精糖は六億の資本金で一億三千
八百萬圓、こういうものをずつと例証
にとりまして、最も代表的なものは大阪
製糖が五億の資本金で一億二百万圓の
利益を上げておられます。こういう十数社
の諸会社の例をとつてみますと、いづれ
も七割、十割という利益を上げておる
会社が並んでおるのであります。こう
いふ製糖会社といふものは、みな外貨
の割当をもらひ、あるいはまた粗糖を
輸入し、精糖にしてこれを販売すれ
ば、どんな製糖会社でも必ずみな莫大
な利益を収めておる。その反面、中小
企業は毎日倒れておる。不渡り手形は
一日に一千枚百枚という状況を呈して
おるのであります。こういう状況を私
どもも見ました場合に、政府の金融引締
めであらうと、税制の改革でございま
しよつと、すべてが中小企業者、勤労
大衆にのみしわ寄せがなされておると
いふことを言わざるを得ない。こうい
うことに関しまして、税制の根本的な
お考へ方、その立案の根本的なお考へ
方を承りたいと思ひるのであります。

○植木政府委員 いろいろと御意見で
ございまして、政府当局といたしま
しては、財政全体の現在の需要の状
況、それに対する歳入をいかに調達す
べきかという問題につきましても、い
つも非常に苦慮いたしておるのであり
ます。戦後の結果、わが国においては
諸般の歳出事項が、あれもやりたい、
これももつとやりたいといふことでた
くさんございませぬ。しかしながら財源
の方にもおのずから限度がございま
す。また財源調達の方法につきましても、
ただいま御指摘のごとくいろいろ
な考へ方もございませぬ。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

して直接税と間接税との割合等々につ
きましても研究を重ねた結果、今回の
税制改正としては、まずこの程度でや
むを得ないといふところで提出をいた
しておるような次第でございませぬ。

○柴田委員 どうもやむを得ないとい
ふ非常に不満な御答弁でございませぬ
けれども、次官も決算委員会等で私ど
も十分御審議を願ひまして御承知の
はずでございませぬが、たとへば昭和二十
八年度の使い残しの分、繰越しの分が
千八百八十億もございませぬ。また予備費
の五百数十億の中からも、四百億も余
つた金があるのであります。この昨年
度の状況から判断いたしましたとしても、今
私が追究いたしましたように、これほ
ど勤労階級、あるいは一般大衆から徴
税しなくても、政府財政といふものは
十分やつて行けるとわれ／＼は考へる
のであります。そういう観点から、や
むを得ないといふことになしに、もう
少し熱意を持つて税制に対する根本的
なお考へ方を立ててもらいたい。どう
もわれ／＼考へますので、どこまで
も中央集権化を意圖しておられるよう
である。たとへば入場税の問題一つと
つてみましても、地方税から国税に移
管をはかつておる。そうして反面九
〇％と平衡交付金としてやるからいい
ではないか、こういうお考へ方によつて
あります。シャウプ勧告によつて
地方税制度の根本的な改革をおやり
になつたのは昭和二十五年だと記憶して
おります。これは地方財政の基礎を強
固ならしめるといふ目標のもとに、シ
ャウプ勧告をお受けになつたはずなん
です。シャウプ勧告そのものは、全面
的にわれ／＼は賛成するものではあり
ませぬが、地方財政の確立のため
は、あれは非常にけつこうな勧告であ

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

は、あれは非常にけつこうな勧告であ
らうと思ひます。政府も十分そ
うしたことに意を用ひまして、そう

つた。それをまた今年になつてさらにとお捨てになつて、入場税を国税に移管しなければならぬという提案をされておる。政府の意図するところのすべてが、たとえば教育法案をつくり、あるいは警察法の改正をやり、そうしてまた税制の面におきましては、国にこれを移して行く、こういう一貫した中央集権化をねらう。次に来るものは、戦争があればたいへんだから防備しなければならぬといふので、国民大衆とはまったく逆な考え方をもちつて、軍備のために大わらわになつておる。こういうところを見ますと、どうしても国民大衆は納得できないではないか、こう考へるのではありませんが、もう一度次官から明快な御所見を承りたいと思ひます。

○楠本政府委員 ただいまの御発言の中に、予備費が四百数十億も残つておるのじやないかといふようなお言葉がございましたが、その四百数十億と申します数字は、これは各特別会計の予備費を通じて合計いたしました、そのうち使われなかつたのがどれだけかといふことの決算の数字でござりますが、この点御了承の通りでございますが、特別会計の予備費と申しますものは、一般会計におきましての場合とは趣を異にしておりまして、それ／＼予備費に対応する予備収入といふようなものが計上されておつて、しかもその予備収入がないと予備費の使用ができないといふような場合もたくさんござります。従つてそれは単なる予備費の、予算の上において認められた最高金額でございまして、現実そこに四百数十億の金が残つたといふのは趣を異にするのでござります。なおただいまいろいろの理由をおあげになりまして、

そうして今日の財政状況にかんがみて、もつと一般大衆その他の税金を安くすべきではないかという御意見でござりますが、その点はわれ／＼も同感なものであります。でき得る限り低額所得者の税金は安くして、そうして大衆課税も極力避けて行きたい、かように考へておるのでござりますが、今日いろいろ政府といたしまして、歳出事項で施策をしなければならぬ問題、たとえば今もお話の自衛体制の強化といふような問題については、御意見を異にする点がござります。従いまして政府としては、政府の見るところによつて、今日必要な自衛体制の確立をせむとも計上したい、あるいは食糧増産のため、あるいはその他社会施設のためにも、皆様のお考えからすればなお足りないといふふうにお批判を受けることは思ひますが、政府としてはでき得る限りこうした経費にも乏しい中から重点的に配分をいたして参りたい、かように努めておるつもりでござります。

○春日委員 金融事情調査のために動議を提出いたします。動議の目的は、現在金融事情が非常に窮迫いたしておりますし、わけても中小企業金融が特に危局にさらされておることは、先般本委員会において私が述べた通りであります。そこでこの実情を調査するために、金融機関の代表を参考人として、本委員会においてそれ／＼その実情について意見を述べていただく事柄についてでございます。

その理由をごく簡単に申し述べますれば、現在政府は、日銀の政策と相まつて、金融を引締めるいろいろの施策を講じておるわけでありますが、その結果現在どういふ数字が現われておるかとお申しますと、政府の指定預金は、政府の方針によつて一方的に著しく削減されておるのでございまして、昨年こういう方針が政府によつて唱えられましてから本日まで、次のような計数をたどつております。すなわち十月当月四百三十一億の政府指定預金が、その後逐次減つて参りまして、一月には百六十八億、二月には百三十四億、三月においては九十九億、しかもこれがやがては逐次なくされてしまうという状況にある趣であります。ところが一方日銀貸出しの残高はどうなつておるかとお申しますと、政府並びに一万田総裁は、金融引締めのために貸出し制限を行うのだと言つてはおりながら、昨年の十月には三千四百九十五億の貸出しがあり、その後逐次減つて参りまして、本年一月には三千五百四十四億、二月には三千八百六十億、三月にいたしまして現在において四千八百七十億、すなわち昨年の十月ころから比べますと、六百億の貸出し増を見ておるわけでありまして、日銀の貸出し対象となるものは、市中銀行中大銀行が主たるものでございまして、従つてこの六百億の貸出しによつて恩恵を受けておるものは、これは常識的に見て大企業ではないかと思はれるわけでありまして、しかしながら政府の指定預金によつてその対象となるものは、中小企業金融であらうと思ふのであります。そうすると、一方中小企業に対しては、この五箇月間に三百億の指定預金の引揚げが行われて、その結果が今日の中小企業金融の危機になつて来ておる。数日前の新聞報道によりますと、一日の手形の不渡りが、東京手形交換所において三千件を越えておるといつておる

のだが、こういうような形になつて口を割つて来たものと思ふのであります。従いまして、国会はこれに対して検討を加えて、何らかの適切な施策に出なければならぬと思ふのであります。そのためには、全国銀行協会代表、あるいはまた信用金庫の代表、信用協同組合代表、さらには中金、国民金融公庫、こういうような庶民金融、中小企業金融の実務に携わつておる諸君の意見を聞いて、そうしてわれ／＼はその対策のために資料をまとめなければならぬと考へますので、すみやかにこれら金融機関の代表を本委員会に参考人としてお呼びをいたさしまして、委員会において、その実情について詳細な陳述を願ひたいと思ふわけでございます。お諮りを願ひまして、そのようなおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○福田(繁)委員 ただいまの春日君の動議は非常にもつとも存するの思ひます。ただ問題は、本委員会の運営方法に關して、かねて理事者間においてある程度の申合せがござりますので、そういう点を勘案する意味合いにおいて、ただいまの春日君の意図しておられるところを完全に実現するために、この動議の運営方法を明日の理事会で適宜に御相談なさつて、そうしてかねての理事会の申合せに完全にマッチするようになつておられるからいをして、もう前提条件で賛成いたします。

○浅香委員代理 ただいまの春日君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○浅香委員代理 御異議なしと認めます。よつてさうに決します。

なお福田繁君の御意見のように、参考人の選定等につきましては、委員長並びに理事会に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○浅香委員代理 御異議なしと認めます。よつて御一任を願ひことに決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十分散会

大蔵委員会議録第六号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第八号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第十三号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第六号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第八号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第十三号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第十三号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第六号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第八号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第十三号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

大蔵委員会議録第十三号中正誤
頁 段 行 誤 正
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び
三 四 末 三 三人及び 三人以下 及び

昭和二十九年三月十三日印刷

昭和二十九年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局